

強制立ち退き許さない緊急署名17116筆

責任ある国・県は姿を隠すな！

避難者追い出しに抗議広がる！

2017年9月22日、福島県から山形県に避難した原発事故被害者のうち雇用促進住宅に住む区域外避難8世帯が国（厚生労働省）の外郭団体（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）から立ち退き訴訟を起こされた。

生活の拠点を奪い避難者を路頭に迷わせる許しがたい暴挙である。「署名の会」を立ち上げ「準備する会」も積極的に取り組んだ。11月16日署名募集開始。12月20日厚生労働省・復興庁に10978筆提出。2018年2月21日福島県知事に6138筆提出。3ヶ月で17116筆。緊急署名は全国に広がった。

山形地裁には避難者・支援者60名が傍聴にかけつけた。口頭弁論は2回（11月21日、1月11日）。第2回では避難当事者の武田徹さんが「福島の土壌は放射性物質で今も汚染。避難世帯は小さい子どもを抱えたお母さんが多い。生活が大変。国と福島県に住宅支援の再開を求めたい」と意見陳述。3月20日、第3回で裁判官が交代し仕切り直し。緊急署名など支援の拡大で短期追い出しはできなかった。「国も福島県も姿を隠し“国民”の問題にしようとしている。責任ある者が裏に隠れるからくりを暴かなくてはなりません」（井戸謙一弁護士1/12報告会）

福島県・国に「実態調査」を要求！

1月31日“ひだんれん”（原発事故被害者団体連絡会）は福島県交渉を行ない被害者の「生活実態調査」を要求。新潟県検証委員会の調査（民間賃貸居住者の昨年3月31日以降の変化）では「79%が県以外に避難。17.1%しか帰還者はいない。支出26万円/月は変わらず世帯収入は10万円/月減った」。ひとたび病気や怪我になれば、大変深刻な状況だ

2月20日“避難の協同センター”“原発事故被害者の救済を求める全国運動”主催、原発事故避難者の住宅をめぐる政府交渉が行われた。復興庁・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省が出席。国は、都道府県・住宅種別の避難者数も避難者の窮状の実態も把握していず福島県や避難先自治体に責任を転嫁。「これでは対策のとりようがない」と国の責任を厳しく追及した。

3 訴訟判決・国公住宅5世帯調停

国・東電による被害者救済・生活再建を求め全国約30の集団訴訟が続く。2017年度3訴訟判決に続き3月15日京都、16日東京、22日いわき避難者訴訟判決が出される。

福島県発表（2017年10月20日→12月11日）によると、継続契約せず住み続けている世帯は、未退去者が県内46→28・県外54→48、合計100→76（山形など雇用促進住宅含まず）。100→76世帯中、法的措置検討15。訴訟は県内5（民間2・プレハブ仮設3）。調停が県内2（プレハブ仮設）・県外8（すべて国家公務員宿舎）内3はその後契約。現在調停対象者は国家公務員宿舎5世帯。

東京都交渉で都営入居を要望

昨年末（2017/12/14）「準備する会」7名（避難者5名・支援者2名）で都交渉を行った。都側は都市整備局都営住宅経営部・同住宅政策推進部3名の課長含め6名が出席。「準備する会」は3名の要望書を提出。避難者5名が窮状と都営入居の強い希望を訴えた。都側は「避難者への抽選時の5倍優遇」「1月より毎月50戸ファミリー世帯向け募集（子どもがいて40才以下）に避難者も応募可能にした（単身除く）」「募集センターで過去の倍率のご案内はできる」と一般論に終始。「紋切型でない対応を」要望した。

3月20日山形住宅裁判傍聴支援を！

- ★ネット署名は終了しました。ご支援、ありがとうございました。
- ★第3回口頭弁論3月20日（火）14時～山形地裁。終了後、交流会。開廷前取り組み・傍聴手続き（抽選）の可能性。12時頃までにご参加下さい。

カンパのお願い

氏名 原発避難者住宅裁判を準備する会

振込口座 ゆうちょ銀行

記号: 10120 番号: 51890061

他金融機関お振込み

店番: 018 預金種目 普通 口座番号 5189006